

国民年金の事務手続は おすすめですか？

昭和20年3月31日までに生まれた方

65歳になりました。

国民年金の請求手続きをされる方は、次のものをお持ちになって役場住民福祉課までお越しください。

- 印鑑
 - 振込先の通帳(請求者名義のもの)
 - 年金手帳
 - 請求者、配偶者の年金証書
 - (各種年金を受給されている方)
 - 雇用保険被保険者証
 - (過去に加入されていた方のみ)
 - 戸籍謄本
 - (本籍地の役所でお取りください)
 - 世帯全員の住民票
 - (役場住民福祉課でお取りください)
 - 所得証明書
 - (役場税務課でお取りください)
- 必要書類が異なる場合がありますので、住民福祉課までお問い合わせください。

自衛官採用試験

一般曹候補生・幹部候補生採用試験受付中

試験日	受付期間	受験資格	募集種目
5月22日(土)	4月1日(木)~	18歳以上 27歳未満の者	第1回 一般曹候補生
5月15日(土)	5月10日(月) 締切日必着	22歳以上 27歳未満の者	幹部候補生 (一般・技能)

※第2回一般曹候補生の受付は
8月1日(日)~9月10日(金)となっています。

詳しくは次にお問い合わせください

- 自衛隊札幌地方協力本部
倶知安地域事務所
倶知安町南3条東1丁目
☎23-3540
- 役場担当窓口又は
次の募集相談員
京極町字京極812-13
平岡 秋弘
☎42-3208

4月24日(土)は 「定例行政相談日」です

住民の皆さんから、行政に対する苦情や意見、要望をお聞きしています。

毎日の暮らしの中で、国の役所や公団等が行っている仕事について困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽においで下さい。相談は無料です。

◎定例行政相談日

日時 4月24日(土)
午前10時から午後1時

場所 京極町公民館1階会議室

◎行政相談員

氏名 多田英利

◎相談内容

年金、老人保健、福祉、道路、登記、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービス等

平成22年4月1日から 支庁が変わります 「総合振興局」・「振興局」へ！

全道14支庁は、北海道のこれからの地域づくりを担う総合出先機関として新たな一歩を踏み出します。今

後も、市町村と連携協力し、地域の課題に対応するとともに、より広域的な観点に立った効果的な地域政策、産業振興に取り組みます。

①名称が変わります

現在の名称	新しい名称
空知支庁	空知総合振興局
石狩支庁	石狩振興局
後志支庁	後志総合振興局
胆振支庁	胆振総合振興局
日高支庁	日高振興局
渡島支庁	渡島総合振興局
檜山支庁	檜山振興局
上川支庁	上川総合振興局
留萌支庁	留萌振興局
宗谷支庁	宗谷総合振興局
網走支庁	オホーツク総合振興局
十勝支庁	十勝総合振興局
釧路支庁	釧路総合振興局
根室支庁	根室振興局

②2町を所管する機関が変わります

●幌加内町は、上川総合振興局の所管となります。(現在は空知支庁) ●幌延町は、宗谷総合振興局の所管となります。(現在は留萌支庁)

※総合振興局は、「広域事務」を担当する予定です。具体的な内容については、市町村の意見を伺いながら別に定めていきます。

お問い合わせ先

後志支庁参事(地域調整)
☎23-1920

まちの事件簿

事件
2月中の刑法犯の発生はありません。

事故

- 2月16日、字北岡の国道を走行中の車両が、カーブを通過する際ブレーキ操作を誤り、スリップして雪山に衝突する事故がありました。
- 2月17日、字更進の町道を走行中の車両が、圧雪中中央線が見えない状況で、道幅の狭いカーブで対向車両と衝突する事故が発生しました。
- 2月19日、字京極で道路脇に停車していた車両が後方確認不十分で発進し、後方から走行してきて側方を通過した車両と接触する事故が発生しました。

平成22年2月末
交通事故発生状況

	22年	21年
人身	1件	0件
物損	15件	17件
死者	0人	0人

京極町防犯協会
倶知安警察署

ももが
松田 桃果ちゃん



本通り(4月27日)
修治さん=育恵さん

甘えん坊のモモ。
姉ちゃんとずっと仲良かね♡

きょうは
1歳

成年後見制度をご存じですか? ~その1~

「成年後見制度」ってなあに?

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方のために、支援をしてくれる人を家庭裁判所に選んでもらうことで、高齢者の財産や権利を守るしくみのことです。

例えば、「家を売りたい」、「福祉サービスを受けたい」、「遺産分割をしたい」ときなどには、判断能力が十分ではない方が、自分だけでその手続きを行うことは困難であり、不安もともないます。

「家族や友人がいるから大丈夫」と考えがちですが、悪徳商法の被害にあったときや、財産や土地の管理など契約に高度な判断能力を要する場合など、法律的に本人の代わりとなる後見人等の選任が必要となります。

どのような種類があるの?

成年後見制度には、判断能力が不十分な方のための「法定後見」と、判断能力が不十分になる前に準備するための「任意後見」の二つの種類があります。

区分	本人の判断能力	援助者
法定後見人	後見	全くない方 成年後見人
	保佐	著しく不十分な方 保佐人
	補助	不十分な方 補助人
任意後見人	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人を援助する制度です。	

地域包括支援センターでは、成年後見制度に関するご相談をお受けしております。

地域包括支援センターだより 電話：42-3681(福祉センター内)
担当：阿部・西橋・増田